

大阪市水道事業管理規程第23号

大阪市水道局契約規程の一部を改正する規程

大阪市水道局契約規程(昭和42年大阪市水道事業管理規程第7号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<u>(売払い又は貸付けの申込保証金)</u>	(売払い又は貸付けの申込保証金)
<u>第21条 随意契約により売払い又は貸付けの契約を締結しようとする者は、当該契約の申込みの日以後の日で局長が指定する日（契約締結の確保の必要性その他の事情により当該契約の申込み前に申込保証金を納付させる必要があると局長が認める場合にあっては、入札保証金との権衡を考慮して局長が指定する日）までに申込保証金を納付しなければならない。ただし、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、局長は、申込保証金の全部又は一部を免除することができる。</u>	<u>第21条</u> 前4条の規定は、随意契約による売払い又は貸付けの申込保証金（以下「申込保証金」という。）について準用する。
<u>2 申込保証金は、契約締結後これを還付する。ただし、前項本文の規定により当該契約の申込み前に申込保証金を納付させる必要があると局長が認めた場合にあっては、当該申込み前に当該契約の相手方とならないことが確定した者に対しては、当該確定後これを還付する。</u>	2 契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認めるときは、局長は、申込保証金の全部又は一部を免除することができる。
<u>3 第17条（第1項及び第2項第3号を除く。）、第18条第2項、第19条第1項及び第</u>	

<u>20条の規定は、第1項の申込保証金について準用する。この場合において、第19条第1項中「落札者」とあるのは「契約の相手方」と読み替えるものとする。</u>	
備考 表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。